

定款一部変更

1. 変更の理由

(1) 弊会の活動内容の定着と広がり鑑み、弊会の目的の再定義を図るために、弊会の目的及び事業を明確化するものであります。

(2) 弊会のガバナンスの強化を図るために、総会の設置を行うとともに監事の増員を図るものであります。

2. 変更の内容

変更内容は次の通りであります（下線は変更部分）。

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第4条 本協会は、企業の経営に関する技術及び倫理の調査・研究を進め、あわせてその高い技術と倫理観を修得した企業人の育成を図ることにより、企業経営の健全化に資し、もって日本企業ならびに日本経済の発展に寄与することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第4条 本協会は、企業の経営、<u>経理</u>、<u>財務</u>に関する技術及び倫理の調査・研究を進め、あわせてその高い技術と倫理観を修得した企業人の育成を図ることにより、企業経営の健全化に資し、もって日本企業ならびに日本経済の発展に寄与することを目的とする。</p>
<p>(事業)</p> <p>第5条 本協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。</p> <p>(1) 企業の経営に関する調査、及び研究の実施</p> <p>(2) 企業の経営に関する情報交換会、及び各種研究会の開催</p> <p>(3) 企業の経営に関する各種研修会、及び各種セミナーの開催</p> <p>(4) 企業の経営に関する分析、及びアンケートの実施</p> <p>(5) 高い技術と倫理観を習得・実践した企業人の表彰</p> <p>(6) 企業人育成のための各種資格認定、及び各種検定の実施</p> <p>(7) 各種資格認定、及び各種検定に伴う認定会員証、検定会員証の発行</p> <p>(8) 会員に対する各種情報サービスの提供</p> <p>(9) その他、目的を達成するために必要な事業</p>	<p>(事業)</p> <p>第5条 本協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。</p> <p>(1) 企業の経営、<u>経理</u>、<u>財務</u>に関する調査、及び研究の実施</p> <p>(2) 企業の経営、<u>経理</u>、<u>財務</u>に関する情報交換会、及び各種研究会の開催</p> <p>(3) 企業の経営、<u>経理</u>、<u>財務</u>に関する各種研修会、及び各種セミナーの開催</p> <p>(4) 企業の経営、<u>経理</u>、<u>財務</u>に関する分析、及びアンケートの実施</p> <p>(5) 高い技術と倫理観を習得・実践した企業人の表彰</p> <p>(6) 企業人育成のための各種資格認定、及び各種検定の実施</p> <p>(7) 各種資格認定、及び各種検定に伴う認定会員証、検定会員証の発行</p> <p>(8) 会員に対する各種情報サービスの提供</p> <p>(9) その他、目的を達成するために必要な事業</p>
<p>(入会金及び会費)</p> <p>第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。</p> <p>2 特別の費用を必要とするときは、<u>理事会</u>の議決を経て臨時会費を徴収することができる</p>	<p>(入会金及び会費)</p> <p>第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。</p> <p>2 特別の費用を必要とするときは、<u>総会</u>の議決を経て臨時会費を徴収することができる</p>
<p>(役員)</p> <p>第13条 本協会に、次の役員をおく。 理事 3名以上40名以内(うち、理事長1名、副理事長1名、専務理事1名) 監事 <u>2</u>名以内</p> <p>(役員を選任)</p> <p>第14条 理事及び監事は、<u>理事会</u>でこれを選出し、理事長、副理事長、専務理事については理事の互選とする。</p>	<p>(役員)</p> <p>第13条 本協会に、次の役員をおく。 理事 3名以上40名以内(うち、理事長1名、副理事長1名、専務理事1名) 監事 <u>3</u>名以内</p> <p>(役員を選任)</p> <p>第14条 理事及び監事は、<u>総会</u>でこれを選出し、理事長、副理事長、専務理事については理事の互選とする。</p>
<p>(監事の職務)</p> <p>第16条 監事は、本協会の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。</p>	<p>(監事の職務)</p> <p>第16条 監事は、本協会の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。</p>

<p>(1) 本協会の財産の状況を監査すること。 (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。 (3) 財産の状況又は業務の執行についての不整の事実を発見したときは、これを<u>会員</u>に報告すること。</p>	<p>(1) 本協会の財産の状況を監査すること。 (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。 (3) 財産の状況又は業務の執行についての不整の事実を発見したときは、これを<u>理事会および総会</u>に報告すること。</p>
<p>(役員の解任) 第18条 役員が次の各号の一に該当する場合は、<u>理事会</u>において3分の2以上の議決により解任することができる。</p>	<p>(役員の解任) 第18条 役員が次の各号の一に該当する場合は、<u>総会</u>において3分の2以上の議決により解任することができる。</p>
<p>(種別) 第22条 本協会の会議は、<u>理事会</u>とする。 (構成) 第23条 <u>理事会</u>は理事をもって構成する。 2 <u>監事</u>は、会議に出席して意見を述べることができる。 (権能) 第24条 <u>理事会</u>は、この定款に定めるものの他、本協会の運営に関する重要事項を議決する。 (新設) (開催) 第25条 <u>理事会</u>は、毎年1回、会計年度終了後3カ月以内に開催する他、理事長が必要と認めるとき、又は理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。</p>	<p>(種別) 第22条 本協会の会議は、<u>総会および理事会</u>とする。 (構成) 第23条 <u>総会</u>は正会員をもって構成する。 2 <u>理事会</u>は理事をもって構成する。 3 <u>監事</u>は、会議に出席して意見を述べるができる。 (権能) 第24条 <u>総会</u>は、この定款に定めるものの他、本協会の運営に関する重要事項を議決する。 2 <u>理事会</u>は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。 (1)<u>総会の議決した事項の執行に関すること</u> (2)<u>総会に付議すべき事項</u> (3)<u>その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項</u> (開催) 第25条 <u>総会</u>は年1回毎年6月に開催する。ただしこの総会は、<u>会員</u>に対して、<u>書面もしくは電子メールにて議案等を送付もしくは送信し、異議がある会員のみその意思を書面もしくは電子メールにて送付もしくは送信して採決するものとし、総会員の過半数の賛同にて可決するものとする。</u> 2 <u>理事会</u>は、毎年1回、会計年度終了後3カ月以内に開催する他、理事長が必要と認めるとき、又は理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。</p>
<p>(事業計画及び収支予算) 第36条 本協会の事業計画及び収支予算は理事長が作成し、<u>理事会</u>の議決を得なければならない。</p>	<p>(事業計画及び収支予算) 第36条 本協会の事業計画及び収支予算は理事長が作成し、<u>理事会</u>の議決を得た後、<u>総会</u>の議決を得なければならない。</p>
<p>(事業報告及び収支決算) 第38条 本協会の事業報告及び収支決算は、会計年度終了後、理事長がこれを作成し、<u>監事</u>の監査を受けなければならない。</p>	<p>(事業報告及び収支決算) 第38条 本協会の事業報告及び収支決算は、会計年度終了後、理事長がこれを作成し、<u>監事</u>の監査を受け、<u>総会</u>の議決を得なければならない。</p>
<p>(予算の更正及び補正) 第40条 緊急に予算の更正及び補正の必要性が生じたときは、<u>理事会</u>において決定することができる。</p>	<p>(予算の更正及び補正) 第40条 緊急に予算の更正及び補正の必要性が生じたときは、<u>理事会</u>において決定することができる。ただし、この場合次期総会の承認を得なければならない。</p>
<p>(定款の変更) 第42条 この定款は、<u>理事会</u>の議決を得なければ変更することはできない。</p>	<p>(定款の変更) 第42条 この定款は、<u>総会</u>の議決を得なければ変更することはできない。</p>

